

四号議案 役員改選（案）承認の件

令和5年度 P T A 組織（案）

役 員	地区選出役員					
	ブロック長・活動委員	地区委員 (32名)	保健安全部 (32名)	子育て支援部 (13名)		
			顧問 宮野 航輔	顧問 児玉 亜希		
会長 金丸 直司	東 部	ブロック長 田口 育美	田仲 小百合 入江 輝美	畠山 陽子 金 明玉	佐久間 菜穂子 太田 直子	
副会長 上谷 鉄木真		活動委員 ◆ 富田 志帆	筒井 ユカ 芝 朝子 東 佳苗 竹下 百恵 高橋 香織 脇田 真由美 酒井 あき	シャルマ愛 中村 圭太 清水 里恵 小栗 由美		
書記 浅見 亜希 多田 朋子		ブロック長 加藤 満美	井本 香織 加藤 陽代 内山 静香 明石 彩加	小池 有華 大前 愛美 黒木 健二 タケナカ由桂	○ 洲鎌 裕美 杉村 奈那	
会計 岡田 舞 中島 さゆり		ブロック長 澤野 早希 水野 有理	青木 沙也加 大高 暁子 樋口 裕佳 大城 冴子 天野 真衣 浦畑 由樹美 高橋 由加里 重近 由梨子 山際 可愛子	郷 商 豊田 洋輔 東 優子 中藤 慎也 ○ 太田 和代 金木 弥恵 流森 サレラ 渡辺 さゆり コボリ レリアンネ	中井 香枝 岡林 麻貴子 櫻井 奈緒美 野口 正絵	
地域活動委員長 韓 一花		活動委員長 韓 一花				
活動委員 小橋 真紀						
監事 田浦 やよい 徳永 千絵子		南 部	ブロック長 松本 幸代	樋口 可依 海老原 里江 松村 二葉 坂倉 万莉菜 伊藤 礼子 澤田 真由子	山本 史恵 藤枝 恵理子 松谷 寿徳 桃井 太郎 松岡 恵理 天野 かおり ◎ 岡島 裕一 渡邊 あおい	中崎 弘子 ◎ 後藤 亜耶 (執行部選出)
顧問 加藤 貴也			活動委員 服部 和幸			
学校側顧問 校長 溝口 忍	北 部	ブロック長 長瀬 紗織	河尻 純平 山中 美緒	前田 令子 寺田 富貴 谷口 真也	三田 貴宏	
学校書記 教頭 姫野 昭彦		活動副委員長 ◇ 上間 美奈子				
学校会計 宮崎 裕子	中 部	ブロック長 赤塚 瞳	寺坂 雅美 松葉 絵美里	中谷 さおり 古谷 和恵	坂口 有紀	
		活動委員 藤田 幸義				

◆・・・地区書記 ◇・・・登校班担当 ◎・・・部長 ○・・・副部長

四号議案 役員改選（案）承認の件

専門部

文化部		広報部		体育厚生部	
顧問 川村朱音 井高佑菜		顧問 松田 浩一		顧問 市川 美貴	
6 - 2	内田 歌苗	6 - 3	杉浦 奈美	6 - 3	西下 由佳
5 - 2	河出 奈美	6 - 2	斉藤 美帆	5 - 2	加藤 悦子
◎ 4 - 2	田中 真琴	5 - 2	石山 裕二	○ 4 - 2	佃 真実
○ 3 - 2	井上 直子	◎ 4 - 2	小原 よしこ	3 - 2	北山 由衣
2 - 3	中島 佳美	○ 2 - 3	川北 広志	◎ 3 - 4	森川 知樹
1 - 3	原田 久美子	1 - 2	江部 悠紀	2 - 2	後藤 孝浩
				1 - 1	黒田 一重

◎部長 ○副部長

学級委員

特別支援学級 代表	室町 彩
特別支援学級 副代表	加藤 愛

学校側地区担当者

地区名	氏名	地区名	氏名
東町A	市川 裕美	地子町・本多町4班	山本 朱莉
東町B	井高 佑菜	飯野寺家	間崎 初美
矢橋	加藤 由理恵	西條町A 1・2班	山本 晴美
東矢田部	瀬川 小菊	西條町A 3班	松本 理沙
矢田部本町・南矢田部	村林 小夜	西条栄文化会館西	
北萱町・南萱町・常盤町	川本 耕太郎	西條町B・西町	山本 雄大
		西条栄三角公園	浅川 美佐
北矢田部・中矢田部・南十宮 十日市場町2・3	児玉 亜希 宮崎 裕子	西条栄二号公園・西条栄ポレスター	伊勢野 将吾
		西条栄愛宕神社	川村 朱音
南十日市町・北十日市町 北新町・南新町	森田 真帆	西条栄ビッグレジデンス	
		西条栄ちびっこ公園	
十日市場町1・鍛冶町 石橋町・豎町	市川 美貴	西条栄保育所西	岡井 崇
		西条栄保育所東	
本多町1班	宮野 航輔	西条栄エスポア	吉川 恵
本多町2班	松田 浩一	西条栄シキボウ西	
本多町3班	余語 花美	校区外	平子 尉江

## 五号議案 令和5年度事業方針（案）

### 本年度テーマ ～子どもたちの安全と、より豊かな学校生活のために～

#### 1. 会長所信

まだまだ予断を許さない状況ではありますが、3年に渡って続いていたコロナ渦も幾分落ち着いて参りました。制限されてきたPTA活動も徐々にではありますが動き始めようとしています。そこで本年度のテーマをPTAの存在意義であり原点である～子どもたちの安全と、より豊かな学校生活のために～として子どもにとって必要であるものから最優先に考えコロナ渦以前に行われていた事業についてどのような形で再び行うかの検討、または時代にあわせまったく新しいものへの転換の検討を行って参りたいと考えています。力不足で至らぬ点多々あるかと存じますが、ご理解とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

#### 2. 委員会・部会の事業方針

##### 【地域活動委員会】

児童が地域社会の中で色々な人々と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験ができる活動を行う。また他の委員会、部会、学年等とタイアップし、会員相互の人間関係を深め、更には家庭、学校、地域の連帯感を深める活動を行う。

##### 【子育て支援部】

学校教育の目標や指導方針による諸活動について理解を深め、親・子・教師のコミュニケーションを大切にすることで、子どもたちの健やかな成長につながるよう、講演会、懇談会を開催する。

児童を健全に育てるために、家庭、学校、地域社会それぞれの有している教育機能を使った講話(心理、健康等)を行う。

##### 【体育厚生部】

会員及び児童を対象とした神戸小学校親子レクリエーションの開催並びに、その他スポーツ行事に関する活動を行う。また学校環境向上につながる活動を行う。

##### 【文化部】

児童文集「神戸の子」を作成する活動を行う。

##### 【広報部】

「はぐぐみ」の発行等を通じて、PTA事業や学校生活などを広報する活動を行う。

##### 【保健安全部】

児童の登下校時における安全確認と指導、また地域での児童の安全に関する活動の検討を行う

##### 【ブロック長】

各ブロックにある問題を運営委員会へ上程する。また廃品回収、安全安心意見交換会の開催他、各事業への協力、および出席の要請を行う。

##### 【地区委員】

各地区における問題をブロック長に報告し、通学班の取りまとめや連絡に協力し、廃品回収などの各事業開催にあたって参加並びに参加要請を行う。

六号議案 令和5年度事業予算（案）承認の件

収入の部

(単位：円)

科目	令和4年度予算額	令和4年度決算額	令和5年度予算額		摘要
	一般会計	一般会計	一般会計	前年度比	
会費収入	1,430,800	1,434,600	1,304,800	▲ 126,000	@2,800円/年×会員数：466(一般会員・教師) 見込数(1学期1,000/2学期1,000/3学期800)
助成金(鈴鹿市・国より)	0	0	0	0	予定無し
廃品回収収入	0	9,470	10,000	10,000	
協賛金収入	0	0	0	0	R2より廃止
負担金収入	2,500	2,500	2,500	0	幼稚園よりメールシステム負担金
バザー収入	0	0	0	0	母親部廃止のためR5より廃止
特別会計からの繰入金	150,000	0	0	▲ 150,000	
雑収入	10	13	10	0	利息
合計(1)	1,583,310	1,446,583	1,317,310	▲ 266,000	

支出の部

(単位：円)

科目	一般会計	一般会計	令和5年度予算額		摘要
			一般会計	前年度比	
事業費	729,000	504,375	689,000	▲ 40,000	
体育厚生部費	( 20,000 )	( 37,810 )	( 20,000 )	0	校内清掃、親子レク費用等、 運動会用備品等
保健安全部費	( 15,000 )	( 0 )	( 15,000 )	0	交通安全教室等
子育て支援部費	( 0 )	( 0 )	( 60,000 )	60,000	R5より新設2WAYコミニ、卒業式の花、講座運営費、講師謝金等
広報部費	( 190,000 )	( 54,550 )	( 190,000 )	0	「はぐくみ」発行費等
文化部費	( 300,000 )	( 299,759 )	( 300,000 )	0	文集作成費等
年間教育行事費	( 44,000 )	( 43,940 )	( 44,000 )	0	年間行事費等
感謝の集い運営費	( 10,000 )	( 0 )	( 10,000 )	0	花代等
地域関係事業費	( 80,000 )	( 36,857 )	( 40,000 )	▲ 40,000	ボランティア関係郵送料、感謝のハガキ等
運営委員会費	( 5,000 )	( 0 )	( 5,000 )	0	奉仕作業運営費等
対外事業費	( 2,500 )	( 0 )	( 2,500 )	0	灯りのイベント等
会議費	( 2,500 )	( 2,040 )	( 2,500 )	0	会議費
母親部	( 30,000 )	( 27,370 )	( 0 )	▲ 30,000	R5より廃止
家庭教育学級	( 30,000 )	( 2,058 )	( 0 )	▲ 30,000	R5より廃止
ボランティア保険	( 0 )	( 0 )	( 0 )	0	ボランティア保険
学校援助費	353,000	379,794	256,000	▲ 97,000	
学校環境整備費	( 3,000 )	( 4,754 )	( 3,000 )	0	うさぎの餌等
情操教育費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	0	
学校行事援助費	( 350,000 )	( 375,040 )	( 253,000 )	▲ 97,000	入学祝写真、入学式・卒業式飾花、 卒業祝品、運動会準備協力費等
プール運営費	( 0 )	( 0 )	( 0 )	0	
負担金	125,000	108,080	125,000	0	市P連会費、振込手数料
総務費	316,870	315,836	189,220	▲ 127,650	
通信費	( 55,000 )	( 55,938 )	( 55,000 )	0	メール配信システム維持管理関係費
書記費	( 10,000 )	( 5,769 )	( 10,000 )	0	事務用品等
慶弔費	( 10,000 )	( 5,000 )	( 10,000 )	0	慶弔金、見舞金、慰労関係費
傷害保険	( 86,870 )	( 86,640 )	( 79,220 )	▲ 7,650	P T A安全互助会保険 (@170×会員数)
印刷費	( 15,000 )	( 15,201 )	( 15,000 )	0	コピー代、印刷機用ロールマスター、インク代
備品購入費	( 130,000 )	( 108,127 )	( 10,000 )	▲ 120,000	PC関連品等
消耗品費	( 10,000 )	( 39,161 )	( 10,000 )	0	印刷用紙等
行事積立金	50,000	50,000	50,000	0	80周年行事用基金
予備費	9,440	0	8,090	▲ 1,350	予算総額の0.62%
合計(2)	1,583,310	1,358,085	1,317,310	▲ 266,000	
収支差額(1)-(2)	0	88,498	0	0	

## 参考資料(案)

### 神戸小学校 P T A 規約

#### (名称及び事務局)

第 1 条 本会は、鈴鹿市神戸小学校父母と先生の会（略称神戸小 P T A）と称し、事務局を学校に置く。

#### (目的)

第 2 条 本会は、児童の幸せと健全育成をめざすとともに会員の教養の向上を図る。

#### (事業)

第 3 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育への理解を深める活動
- (2) 家庭教育の理解につとめ、その教育力を高める活動
- (3) 校外における環境の浄化につとめ、その教育力を高める活動
- (4) P T A 活動を通して、会員の資質を高めるとともに相互の親睦を図る活動
- (5) 会員意識を高める広報活動

#### (会員)

第 4 条 本会の会員は、鈴鹿市立神戸小学校在学児童の父母（保護者）と教職員とする。  
但し、同一世帯を一会員とする。（第 8 条に定める顧問はこの限りではない）

#### (役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- |   |                     |
|---|---------------------|
| (1) 会 長                                     | 1 名                 |
| (2) 副会長 <small>(次年度会長予定者)(子育て支援部担当)</small> | 2 名                 |
| (3) 書 記                                     | 3 名 ( P 2 名, T 1 名) |
| (4) 会 計                                     | 3 名 ( P 2 名, T 1 名) |
| (5) 地域活動委員長                                 | 1 名                 |

#### (役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、すべての事業の統括責任を持つ。
- (2) 副会長は、会長事故ある時はその代行をする。また副会長(子育て支援部担当)は、子育て支援部の運営を
- (3) 書記は、会務を処理し、会の記録をとる。
- (4) 会計は、本会計と特別会計の事務を行う。
- (5) 地域活動委員長は、継続または単年度で行われる特別な事業及び活動の企画並びに運営にあたる。

#### (役員を選出)

第 7 条 本会役員を選出は、次により行う。

- (1) 会長・副会長・書記・会計・地域活動委員長は、役員推薦委員会において推薦され、運営委員会で審議をし、総会の承認をえる。
- (2) 地域活動委員長の候補者は、原則として前年度のブロック長の中より選出される。

#### (顧問)

第 8 条 本会に顧問を置くことができる。但し、学校長・前年度会長とする。

#### (委員)

第 9 条 本会に次の委員を置く。

- (1) 地区委員・保健安全部員・子育て支援部  
各ブロック会員の全体に占める割合で、各ブロックに按分する。その会員割合は特別な変動のある場合を除いて前年 4 月度の P T A 会員数によるものとする。
- (2) 体育厚生部員・文化部員・広報部員  
各クラスから 1 名程度互選にて選出する。但し  
適当と思われる人数を会員中より募集することができる。

## 参考資料(案)

### (3) 運営委員

① 役員

② 専門部代表委員 各専門部長が担う。

③ ブロック長 各地区から互選による選出者。

④ 地域活動委員 各ブロックの中で互選による代表各1名(西部栄ブロックは2名)。

⑤ 顧問

⑥ 監事

(4) 役員推薦委員 会長が会員中より若干名を委嘱する。

### (役員・委員の任期)

第10条 本会役員・委員の任期は、次のとおりとする。

(1) 任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

(2) 欠員の生じた場合は、第7条ならびに第9条より選出する。但し、運営上著しい支障がない時は、この限りではない。また、任期は前任者の残任期間とする。

(3) 委員の選出にあたっては、重複しないように考慮する。

### (会議)

第11条 本会の目的達成のため、次の会議を開く。

(1) 総会

最高議決機関で、当該年度の役員・予算・事業ならびに前年度の決算・事業報告その他規約変更等、重要事項の審議承認を行う。

(2) 臨時総会

会長が必要と認めた時、または運営委員会において出席委員の3分の2以上の要求がある時、会長がこれを招集する。

(3) 役員会

役員をもって構成し、運営委員会に提出する議題について討議し、意見の調整を行う。

(4) 運営委員会

運営委員をもって構成し、提出された議題を審議するために会議を行う。  
また、運営委員会は総会に次ぐ、議決機関とする。

(5) 委員会・部会

役員及び委員・部員をもって構成し、目的のため意見の調整を行う。

(6) 役員推薦委員会

会長が会員より若干名を委嘱し、次年度役員の推薦にあたる。また  
任務達成後は自動的に解任される。

(7) 会の成立

出席会員をもって成立し、その過半数の同意をもって可決する。

### (委員会・部会)

第12条 本会は、事業遂行のため次の委員会・部会を置く。

(1) 地区委員会

(2) 学級委員会

(3) 専門部会 ①体育厚生部 ②文化部 ③広報部 ④保健安全部

(4) 子育て支援部

(5) 地域活動委員会

### (会計)

第13条 本会の経費は、会費その他をもってこれにあてる。

(2) 会費は年額2,800円とする。

(3) 当年度の会計決算において余剰金が発生した場合には、次年度予算への繰越または特別会計への繰入とする。

(4) 本会の会計処理については別に定める規定による。

## 参考資料(案)

### (会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(2) P T A 会費は各学期ごとに、下記のように定める。

1 学期    1,000 円

2 学期    1,000 円

3 学期    800 円

(3) 各学期の区切りは「鈴鹿市立学校の管理に関する規則」に基づき、下記のように定める。

1 学期    4 月 1 日～ 7 月 3 1 日

2 学期    8 月 1 日～ 1 2 月 3 1 日

3 学期    1 月 1 日～ 3 月 3 1 日

(4) 各学期において、対象となる児童が下記の日にちの時点で在籍した場合に、その学期分の会費を支払うものとする。

1 学期    5 月 3 1 日

2 学期    1 0 月 1 5 日

3 学期    2 月 1 5 日

### (監 事)

第15条 本会の事業及び会計の監査は、次により行う。

- (1) 本会の事業及び会計を監査するため監事2名を置く。
- (2) 監事は、推薦委員会において候補者を推薦し、運営委員会の審議と総会の承認を得て選出する。
- (3) 事業及び会計については、毎年度末に監査を行い、総会で報告する。
- (4) 必要に応じて会議に出席し、会長に意見を述べることができる。
- (5) 監事の任期は一年とする。

### (規約の改廃)

第16条 規約変更の必要が生じた時は、役員会・運営委員会で協議し、総会に提出する。

第17条 本規約は、昭和58年4月28日より施行する。

- |                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| (1) 昭和60年4月26日一部改正 | (8) 平成26年4月24日一部改正  |
| (2) 平成3年4月26日一部改正  | (9) 平成27年4月23日一部改正  |
| (3) 平成10年4月24日一部改正 | (10) 平成30年4月21日一部改正 |
| (4) 平成17年4月22日一部改正 | (11) 令和3年4月30日一部改正  |
| (5) 平成18年4月20日一部改正 | (12) 令和4年4月30日一部改正  |
| (6) 平成21年4月20日一部改正 | (13) 令和5年5月2日一部改正   |
| (7) 平成24年4月27日一部改正 |                     |

## 参考資料(案)

### P T A 役員 免除規定

- ① 『執行部』会長、副会長2名(次年度会長予定者・子育て支援・家庭教育学級担当)、書記、会計、地域活動委員長、上記①の役職については、子ども全員分、学校役員および地区役員を免除する。
- ② 鈴鹿市P T A連合会出向者(3年毎に1名選出、神戸中学校区持ち回り)、専門部(学校)体育厚生部長、文化部長、広報部長。上記②の役職については、子ども全員分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り地区役員を免除する。
- ③ ブロック長(地区選出、2年目は地域活動委員)については、ブロック長と地域活動委員を2年続けてした場合、保健安全部長(地区選出)。上記③の役職については、子ども全員分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り学校役員を免除する。
- ④ 体育厚生副部長、文化部副部長、広報部副部長、体育厚生部、文化部、広報部の各専門部員。上記④の役職については、子ども1人分、学校役員を免除する。同時に、その年度に限り地区役員を免除する。
- ⑤ 保健安全部副部長、保健安全部員、子育て支援部副部長、子育て支援部員、地区委員。上記⑤の役職については、その年度に限り学校役員を免除する。
- ⑥ 学年代表、同副代表経験者は、以後学級委員に再選されることがあっても学年代表及び同副代表の再選は免除される。
- ⑦ 保健安全部長及び副部長、また子育て支援部副部長の選出にあたっては、執行部、各専門部長・同副部長、及びブロック長(2年目地域活動委員)、副ブロック長の経験者については、保健安全部長及び副部長、また子育て支援部副部長の再選は免除される。
- ⑧ 全ての役職において免除規定に該当していても、本人の意思による立候補がある場合は、妨げないものとする。
- ⑨ 任期中、諸事情により退任した場合、その期間に関わらず免除規定は適用しないものとする。
- ⑩ 諸事情により職務を遂行できない場合、その期間に関わらず免除規定は適用しないものとする。

その他、特別な事情により上記に該当しない場合、運営委員会の承認を得て決定することができる。  
 なお、今後、児童数の減少等によりP T A役員の出向が困難になった場合は、この免除規定を見直す場合もある。

※本免除規定は、平成16年度以降の案件について適用する。  
 ※本免除規定は、平成16年4月23日より施行する。  
 ※本免除規定は、平成19年4月21日より施行する。  
 ※本免除規定は、平成21年度以降の案件について適用する。  
 ※本免除規定は、平成22年度以降の案件について適用する。

※本免除規定は、平成23年度以降の案件について適用する。  
 ※本免除規定は、平成24年度以降の案件について適用する。  
 ※本免除規定は、平成27年度以降の案件について適用する。  
 ※本免除規定は、平成30年4月21日より施行する。  
 ※本免除規定は、令和3年4月30日より施行する。  
 ※本免除規定は、令和5年5月2日より施行する。

### 神戸小学校P T A 免除規定区分表

選出区分	役 職	子ども全員分の 学校役員を免除	子ども1人分の 学校役員を免除	その年度に限り 学校役員を免除	子ども全員分の 地区役員を免除	その年度に限り 地区役員を免除
学 校	会長	○			○(H23以降)	
	副会長(次年度会長予定者)	○			○(H23以降)	
	副会長(子育て支援部担当)	○			○(H23以降)	
	書記	○			○(H23以降)	
	会計	○			○(H23以降)	
	地域活動委員長	○			○(H23以降)	
	体育厚生部長	○				○
	体育厚生部副部長		○			○
	文化部長	○				○
	文化部副部長		○			○
	広報部長	○				○
	広報部副部長		○			○
	子育て支援部長(次年度副会長)	○				○
	各専門部員 (体育厚生・文化・広報部)		○			○
	学級代表 (特別支援学級代表・副代表)	○				○
鈴鹿市P T A連合会出向 ※1	○				○	
地 区	保健安全部長	○		○		
	保健安全部副部長			○		
	保健安全部員			○		
	子育て支援部副部長			○		
	子育て支援部員			○		
	地区委員			○		
	ブロック長 (2年目は地域活動委員)	○		○		
		ブロック長と地域活動委員を2年続けてした場合				

その他、特別な事情により上記に該当しない場合、運営委員会の承認を得て決定することができる。

※1 鈴鹿市P T A連合会出向者は3年毎に1名選出(神戸中学校区持ち回り)